

ちぐさ会会則

【総則】

- 第1条 本会はちぐさ会と称し、本部を幼稚園（〒 112-8610 東京都文京区大塚2丁目1番1号）におく。
- 第2条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、お茶の水女子大学附属幼稚園の発展と歴史の継承に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。
- 1 集会
 - 2 会員名簿および会報などの発行
 - 3 その他必要な事業

【会員・客員】

- 第4条 本会は東京女子高等師範学校附属幼稚園・お茶の水女子大学附属幼稚園の卒業者をもって組織する。
- 第5条 幼稚園の現旧教職員を客員とする。

【入会】

- 第6条 卒園児またはそれ以降、所定の入会金を納付し入会手続きをした者を会員とする。

【役員・任期】

- 第7条 本会に次の役員をおく。
- 1 会長 運営委員の互選により1名
 - 2 副会長 会長の指名により運営委員の中から2名
 - 3 運営委員 会員、客員より選定された30名以内
- 第8条 会長は、本会を代表し常任運営委員会を統括する。副会長は、会長を補佐し会務を統括する。運営委員は会務を処理する。
- 第9条 会長及び副会長の任期は各5年とし1回のみ再任を可とする。運営委員の任期は5年とし再任を妨げない。
- 第10条 本会に顧問をおくことができる。その選任については運営委員会の推薦により会長がこれを推挙し委嘱する。

【会議】

- 第11条 会議は、総会および運営委員会とする。
- 第12条 本会は必要に応じ会長の召集により総会を開くことができる。総会においては、必要な会務の報告 およびその他の事項を議決する。
- 第13条 運営委員会は会長が召集し、必要な事項を審議し、これを処理する。常任運営委員会は運営委員の委嘱により通常の会務を執行し、運営委員会に承認を求める。

- 第14条 総会および運営委員会の議長は会長が行い、場合により副会長が代行することができる。
- 第15条 会議の議決には出席者の過半数の賛成を必要とする。可否同数のときには議長がこれを決定する。
- 第16条 本会の経費は入会金、寄付金その他をもってこれにあてる。
- 第17条 本会の会計および会計監査は運営委員が承認した担当委員がこれを処理し、会計は会計監査を経て運営委員会に報告し、その承認を得るものとする。
- 第18条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。
- 第19条 本会の会則は運営委員会の3分の2以上の賛成があれば変更することができる。ただし、会則変更前に生じた効力はこれを妨げない。
- 第20条 本会の入会金は運営委員会の3分の2以上の賛成をもって変更することができる。
- 第21条 この会則は平成28年4月1日から実施する。

平成4年1月1日改訂
平成11年1月1日改訂
平成22年2月6日改訂
平成28年4月1日改訂